

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ニセコ町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

ニセコ町長

公表日

令和7年3月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法に基づき、住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。</p> <p>ニセコ町は、児童手当に関する事務の適正かつ効率的な運営のため、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 児童手当対象者の資格の認定及び確認に関する事務 ② 児童手当の受給情報の変更に関する事務 ③ 児童手当の受給資格の消滅及び支給額の減額に関する事務 ④ 窓口・郵送による申請等受付のほか、サービス検索・電子申請機能による申請の受領を行う</p> <p>中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	①児童手当システム ②宛名管理システム ③団体内統合宛名管理システム ④中間サーバー、⑤サービス検索・電子申請機能、⑥申請管理システム、⑦情報提供ネットワークシステム(口座登録・連携ファイル関係情報を取得)
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第81の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条、第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及びに基づく主務省令第2条の表の該当の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第108条及び第109条 <p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び第19条第8号に基づく主務省令第2条のの表の該当の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令 第44条、第127条、第143条及び第163条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地 0136-44-2121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地 0136-44-2121
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月12日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月12日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="checkbox"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務における横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際は、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いについて手作業が介在するが、いずれも複数人で確認を行う用にしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムの利用において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	総務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地 0136-44-2121	保健福祉課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地 0136-44-2121	事後	
令和1年6月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号	(情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	(情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するため	(情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	総務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地 0136-44-2121	総務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地 0136-44-2121	事後	令和3年5月1日 庁舎移転
令和4年3月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	保健福祉課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地 0136-44-2121	保健福祉課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地 0136-44-2121	事後	令和3年5月1日 庁舎移転
令和4年3月8日	IV リスク対策 8. 監査	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	児童手当法に基づき、住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの	児童手当法に基づき、住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	①児童手当システム ②宛名管理システム ③団体内統合宛名管理システム ④中間サー	①児童手当システム ②宛名管理システム ③団体内統合宛名管理システム ④中間サー	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	児童手当情報ファイル、宛名情報ファイル	児童手当情報ファイル、宛名情報ファイル、申請管理情報ファイル、口座登録・連携ファイル	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	(情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するため	(情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
令和7年3月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及	事後	
令和7年3月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	(情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するため	(情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
令和7年3月12日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務における横断的なガイドラインに従い、業務システムの利用において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アク	事後	
令和7年3月12日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え			事後	